

(証券コード 7957)  
2021年3月3日

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号

**フジコピアン株式会社**

代表取締役社長 赤 城 貴太郎

## 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）による議決権行使をお願い申し上げます。書面による議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年3月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号  
フジコピアン株式会社  
本社 4階ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第71期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第71期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

本年より株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎株主総会会場における新型コロナウイルス感染防止のため、以下の措置を実施させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ・受付にて体温を測定させていただき、発熱が認められる方、体調不良とお見受けする方、海外から帰国されて14日間が経過していない方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
  - ・会場がある当社本社ビル館内および会場内ではマスクをご着用ください。ご協力いただけない場合はご入館およびご入場をお控えいただきます。
  - ・本社ビルおよび会場入口付近に株主様のための手指消毒液を設置いたします。
  - ・座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より減少いたします。万が一お席がご用意できない場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
  - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスクおよび手袋（一部スタッフ）を着用し対応させていただきます。
  - ・感染状況を踏まえまして、その他感染予防措置を実施いたします。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を変更する場合がございます。運営に関して変更等が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス<http://www.fujicopian.com/>）においてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(<http://www.fujicopian.com/>)に掲載させていただきます。また、当社ホームページにおいて「事業報告（動画）」を株主総会開催に先駆けて掲載いたします。
3. 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定にもとづき当社ホームページ(<http://www.fujicopian.com/>)に掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査等委員会が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

(添付書類)

## 事業報告

(自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により経済活動が停滞し、厳しい状況が続きました。経済活動の段階的な再開により一部で持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大による緊急事態宣言の再発出や米中貿易摩擦問題への懸念などから、先行きは極めて不透明な状況にあります。

当グループを取り巻く事業環境におきましても、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大にともない、国内外の移動制限や取引先の生産活動の減少などにより事業活動に多大な影響が生じました。こうした状況のもと、主力のサーマルトランスファーマディアの市場をはじめ、修正テープや機能性フィルム「F I X F I L M」の市場においても環境の厳しさが一層増してきております。

また、当グループの強みである創造型企業としての技術基盤をもとに、新製品の開発および新市場の開拓を重点課題とし、多様化・高度化する顧客のニーズに対応する開発に努めてまいりましたが、上記のとおり、新型コロナウイルス感染拡大にともなう様々な制約を受けた中での活動を余儀なくされました。

一方、生産面におきましては、海外生産拠点であるエフシー ベトナム コーポレーション(当社子会社)の活用強化による生産効率化、グループ全体でのコスト削減の推進による収益の改善に取り組んでまいりました。

この結果、連結売上高は、主力製品を中心に拡販に努めましたが、75億4千4百万円(前年同期比16.0%減)となりました。

利益面におきましては、当社子会社の業績が比較的堅調に推移し、また、グループを挙げた生産の効率化や販売費および一般管理費の抑制に努めるなどコスト削減に取り組んでまいりましたが、売上高の減少の影響が大きく、また高付加価値製品の販売鈍化により、営業損失は1億1千5百万円(前年同期 営業利益4億2千9百万円)となりました。経常損失は8千万円(前年同期 経常利益4億5千3百万円)となり、親会社株主に帰属する当期純損失は法人税等の計上などにより、1億8千万円(前年同期 親会社株主に帰属する当期純利益3億1千4百万円)となりました。

品目別売上高の状況は、次のとおりであります。

サーマルトランスファーマディアは、主力のバーコード用リボンを中心に拡販に努めましたが、42億8千1百万円(前年同期比16.8%減)となりました。

インパクトリボンは、市場の縮小傾向が続くなか、選択と集中にもとづく営業活動を展開しましたが、6億9千4百万円(前年同期比18.4%減)となりました。

テープ類は、市場環境が厳しいなか、14億6千1百万円(前年同期比13.3%減)となりました。

機能性フィルムは、電子材料分野を中心に拡販に努めたものの、3億7千2百

万円(前年同期比10.5%減)となりました。

その他は、7億3千4百万円(前年同期比16.3%減)となりました。

売上高の内訳は次のとおりであります。

品 目 別	金 額	構 成 比
サーマルトランスファーマディア	4,281 <sup>百万円</sup>	56.8%
インパクトリボン	694	9.2
テープ類	1,461	19.3
機能性フィルム	372	5.0
その他	734	9.7
合 計	7,544	100.0

(2) 設備投資および資金調達の様況

当連結会計年度中に実施しました設備投資は、総額5億7千3百万円で、その主な内容は当社岡山工場における生産設備の増強であり、これにかかる資金は自己資金を充当しております。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① 2020年度から2022年度までの中期経営計画（以下、「中期経営計画」といいます）について

当グループでは、長期化する米中貿易摩擦や不安定な中東情勢等の地政学リスクなど海外の懸念材料を中心に先行き不透明感が強まるなど、一層厳しさを増す経営環境に対応すべく、目指すべき長期ビジョンとして「FCL VISION ～ありたい姿、志～」を掲げるとともに、こうした経営環境下においても体幹をきたえつつ成長するとの決意を込めて、2020年度から2022年度までの3年間を「挑戦する3年」と位置づけた中期経営計画を打ち立てました。

【FCL VISION ～ありたい姿、志～】

「先端コンバーティング技術で社会に貢献するエクセレントカンパニー」

\* コンバーティング＝プラスチックフィルム・シート、金属箔、紙・板紙、不織布、繊維、鋼板、ガラスなどの基材に限らずあらゆる物質に、コーティング、ラミネーティング、プリンティング等の新たなプロセスを経て表面・内面を改質し、新たな価値を生み出す行為。

【中期経営計画（挑戦する3年）における重点課題】

1. 新製品・新規事業の開発
2. ものづくり力・生産性の強化
3. 人財育成
4. 基幹系システムの再構築による業務改革

② 2020年度の状況および中期経営計画の数値目標見直しについて

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な経済活動停滞の影響を受け、上記重点課題の取り組みは大きな制約を受けた中でのスタートを余儀なくされました。

そうした中、グループを挙げた生産の効率化や経費抑制など徹底したコスト削減に努めてまいりましたが、2020年度の連結売上高は7,544百万円（前期比16.0%減）、連結営業損失は115百万円（前期営業利益 429百万円）と、中期経営計画はその初年度から一頓挫をきたすに至りました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の再拡大により再び世界レベルでの経済への影響が懸念されるなど、極めて厳しい経営環境が続くと予想されることから、今般、中期経営計画の数値目標について見直しをすることといたしました。

見直し後の数値目標および各重点課題における2020年度の主な取り組み実績と今後の取り組み方針について以下のとおりお示いたします。

見直し後の中期経営計画におきましても、サーマルトランファーマディア、テープ類に続く「第3の柱」として、機能性フィルム「FIXFILM」の新製品・新用途開発を推進するなど、事業ポートフォリオの見直しを中心とした重点課題である点は踏襲しておりますが、いわゆる「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」による大きな時代の変革を見据え、取り組みをさらに加速してまいり所存でございます。

【中期経営計画における数値目標の見直しについて】

(当初計画における2022年度の目標)

	2022年度 目標
連結売上高	9,700百万円 (2019年度比8.0%アップ)
連結営業利益	700百万円 (連結売上高営業利益率7.2%)



(見直し後計画による2022年度の目標)

	2022年度 目標
連結売上高	9,100百万円 (2019年度比1.4%アップ)
連結営業利益	400百万円 (連結売上高営業利益率4.4%)

【中期経営計画における重点課題について】

重点課題項目	2020年度の主な取り組み実績	今後の取り組み方針
1. 新製品・新規事業の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、新製品・新規事業にかかるターゲット市場・販売先の動きが停滞し、開発案件等が大幅に遅れるなど甚大な影響を受けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速に変化するビジネス環境に対応すべく、優先度を再検討し、成長可能性の高い分野に対し柔軟かつスピーディーに経営リソースを配置する。</li> <li>・進行中のテーマ実現に全力を挙げる一方、新たなテーマ探索を継続する。</li> <li>・産学連携等により新技術の探索を進める。</li> </ul>
2. ものづくり力・生産性の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性のさらなる強化については、コストダウン目標を概ねクリア。</li> <li>一方で、一部取り組み途上のテーマあり。</li> <li>・生産技術革新について、プロジェクトを組成して省人化にかかるテーマを進捗中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の取り組み途上のテーマ完遂のほか、工程内ロス等の極小化など、さらなるコストダウンテーマの洗い出しと実現を加速する。</li> <li>・生産技術革新にかかるプロジェクトの継続、完遂。</li> <li>・新規事業に向けた生産体制の構築を行う。</li> </ul>
3. 人財育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事担当ラインの体制強化を実施。</li> <li>・コア人財（次世代のマネジメント人財、スペシャリスト人財）の育成および女性活躍推進を企図した「人財育成検討会」の開始。（対象者にかかる個別育成方針を経営陣が検討する会議体）</li> <li>・環境変化を踏まえた「求められる人財」の再定義を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中途採用等による人財確保を継続する。</li> <li>・「人財育成検討会」の継続によるコア人財育成と女性活躍を推進する。</li> <li>また、検討結果を踏まえた個別育成方針を実現する。</li> <li>・「求められる人財」の再定義を踏まえた人事評価制度の見直しを行う。</li> </ul>
4. 基幹系システムの再構築による業務改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、ベンダー側の動きが制約を受けたこともあり、ベンダー選定が特に入口段階で計画比大幅に遅れた。</li> <li>一方で、精緻な当社機能要件一覧を策定し、その後のベンダー候補の絞り込みを加速することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンダー決定と具体的な要件定義の実施により、早期の新システム本稼働を目指す。</li> </ul>

## (8) 財産および損益の状況

区 分	2017年度 第 68 期	2018年度 第 69 期	2019年度 第 70 期	2020年度 第 71 期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 8,740	百万円 9,383	百万円 8,977	百万円 7,544
経 常 利 益 または経常損失 (△)	百万円 391	百万円 661	百万円 453	百万円 △80
親会社株主に帰属 する当期純利益 または当期純損失 (△)	百万円 254	百万円 482	百万円 314	百万円 △180
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	166円24銭	314円94銭	205円52銭	△118円08銭
総 資 産	百万円 17,712	百万円 17,552	百万円 16,860	百万円 15,904
純 資 産	百万円 10,027	百万円 10,132	百万円 10,476	百万円 10,092
自 己 資 本 比 率	56.6 %	57.7 %	62.1 %	63.5 %

- (注) 1. 2017年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。2017年度(第68期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失を算定しております。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号)等を2019年度(第70期)より適用しており、2018年度(第69期)の金額は組替え後の金額で表示しております。

## (9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
フジ コピアン (HK) リミテッド	1,955千香港ドル	100.00 %	各種インクリボンの販売
エフシー ベトナム コーポレーション	2,200千米ドル	100.00	各種インクリボンの製造・販売
富士加工株式会社	70,000千円	100.00	各種インクリボンの加工

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (10) 主要な事業内容

当グループは、下記製品・商品の製造および販売を主要な事業内容としております。

品 目 別	主 要 製 品 ・ 商 品
サーマルトランスファーメディア	サーマルリボン、サーマルカーボンコピー
インパクトリボン	布リボン、フィルムリボン、リインクユニット
テープ類	修正テープ、テープのり
機能性フィルム	「FIXFILM」
その他	各種カーボン紙

## (11) 主要な事業所

- ① 当 社 本 社 大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号
- ② 国 内 営 業 拠 点  
当 社 本 社 (大阪市)  
当 社 東 京 支 店 (東京都)
- ③ 海 外 営 業 拠 点  
当 社 欧 州 支 店 (英 国 ケント州)  
フジ コピアン (HK) リミテッド (中 国 香港特別行政区)
- ④ 生 産 拠 点  
当 社 岡 山 工 場 (岡山県 勝田郡)  
富 士 加 工 株 式 会 社 (岡山県 勝田郡)  
エフシー ベトナム コーポレーション (ベトナム ドンナイ省)
- ⑤ 研 究 所  
当 社 本 社 (大阪市)

## (12) 従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計 年度末比増減
男 性	310 <sup>名</sup>	増 4 <sup>名</sup>
女 性	288	増 1
合 計	598	増 5

(注) 上記従業員数は、臨時従業員127名を除いて算出しております。

### (13) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,142 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	799
株式会社百十四銀行	725
株式会社池田泉州銀行	384

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,789,487株 (自己株式258,435株を含む)
- (3) 株主数 1,138名 (前期末比12名増)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
鈴花株式会社	258,200 株	16.86 %
東京海上日動火災保険株式会社	109,866	7.17
トリア再保険株式会社	109,311	7.13
株式会社みずほ銀行	76,225	4.97
オー・ジー株式会社	66,700	4.35
赤城耕太郎	53,100	3.46
赤城貫太郎	49,900	3.25
フジコピアン従業員持株会	43,176	2.82
前川貞夫	36,400	2.37
大田太郎	34,700	2.26

(注) 持株比率は、自己株式(258,435株)を控除した発行済株式数(1,531,052株)により算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
赤城 貴太郎	代表取締役社長	富士加工株式会社 取締役会長 フジコピアン（HK）リミテッド 取締役会長
光本 明	代表取締役専務	
上田 正隆	常務取締役常務執行役員 管理部長 兼 S I プロジェクト室担当	
赤城 耕太郎	取締役上席執行役員 経営企画室長 兼 環境・品質統制室長	鈴花株式会社 代表取締役
志波 博幸	取締役上席執行役員 営業統括部長 兼 東京支店長	
根来 俊彦	取締役（常勤監査等委員）	
泉川 貴昭(※)	取締役（監査等委員）	
植村 哲(※)	取締役（監査等委員）	日産東京販売ホールディングス株式会 社 常勤監査役（社外監査役）

- (注) 1. (※)印は社外取締役であります。
2. 当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員を選定する旨を定めております。当該規程にもとづき根来俊彦氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役泉川貴昭、植村哲の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 監査等委員泉川貴昭氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当事業年度中に退任した取締役の氏名等

氏名	退任時の地位および担当	退任日	退任理由
本多紀雄	取締役（監査等委員）	2020年3月25日	任期満了

## (3) 責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
根来俊彦	当社は、会社法第427条第1項および当社定款にもとづき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
泉川貴昭	同上
植村哲	同上

## (4) 取締役の報酬等の額

区分	人数(名)	支給額(年額)	摘要
取締役 (監査等委員を除く)	5	百万円 144	取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において年額3億6千万円以内と決議されております。
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	百万円 25 (13)	取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において年額6千万円以内と決議されております。
合計	9	百万円 170	

- (注) 1. 支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額26百万円が含まれております。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別の報酬額につきましては、代表取締役社長が上記限度額の範囲内、それぞれの役位、会社業績への貢献度等を勘案して立案し、監査等委員会の意見を踏まえ取締役会決議により決定することとしております。
3. 監査等委員である取締役の個別の報酬額につきましては、上記限度額の範囲内、職務内容等を勘案して監査等委員の協議により決定いたします。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	泉川貴昭	当事業年度に開催された13回の取締役会の全てに出席し、独立のおよび中立的な立場から公正な意見表明を行い議決権を行使しております。 また、全15回の監査等委員会の全てに出席し、監査に関する重要事項の協議を行っております。
	植村 哲	2020年3月25日の第70回定時株主総会において、監査等委員である取締役に選任されて以降開催された10回の取締役会の全てに出席し、独立のおよび中立的な立場から公正な意見表明を行い議決権を行使しております。 また、監査等委員である取締役に選任されて以降開催された11回の監査等委員会の全てに出席し、監査に関する重要事項の協議を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等                    | 22百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査等を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定にもとづき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」の整備にかかる当社の基本方針を決議しております。また、当該決議を実効たらしめるための諸委員会、諸規程等の整備を次に記載のとおり実施しております。

### ① 当社および当社子会社（以下、当グループといいます。）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」を当グループの各取締役が遵守しコンプライアンスの徹底を図ることを求めるとともに、取締役会において取締役の職務執行がそれに反していないことを監督しております。さらに、監査等委員会は、独立した立場から法令および定款に照らし、監査等委員会規程等にもとづいて取締役の職務の執行を監査、監督します。

全役職員に対する啓蒙活動として、「フジコピアンコンプライアンスハンドブック」の適宜改訂、配布、全役職員対象のコンプライアンス講習会の開催をしており、コンプライアンス規程に従いコンプライアンス委員会を随時開催し、コンプライアンスプログラムの実行状況をモニターすることとしております。

会社に重大な影響をおよぼす事案に対する取締役の職務の執行に際しては、取締役会、常務会、運営会議、経営会議等において方針等を慎重に検討の後決定しております。

さらに、取締役の指名・報酬等に関する公正性・透明性・客観性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会で審議した結果を取締役に答申します。

### ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に対する体制

取締役は、取締役会議事録、経営会議議事録や稟議決裁書類その他その職務の執行にかかる情報を取締役会規程、稟議規程、決裁規程、その他社内規程の定めるところに従い文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存し管理しております。

取締役は、取締役の行った決定に関する情報、稟議書その他社内規程により定める文書を常時閲覧することができます。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し必要に応じてリスク管理体制の見直しおよび事業継続計画（BCP）の定期的な改訂をしております。また、必要に応じリスクマネジメント委員会の下に個別検討課題ごとにリスクマネジメントワーキンググループを設置し各部門の業務に付随したリスクの評価と対策を検討する体制を整えております。

取締役会は、定期的あるいは問題発生時にその状況につきリスクマネジメント委員会から報告を受け必要な対策や再発防止策を決定することとしております。BCPにつきましては毎年12月に改訂の可否を問わず見直しを定期的に行っているほか、随時、リスクマネジメント委員会においてBCPの改訂を承認のうえ、これを取締役に報告し、当社の事業継続体制の強化を図っております。さらに子会社のリスク管理につきましては、子会社管理規程に定める内部監査を通じて業務上のリスクの未然の防止に努めるものです。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画および年度の事業目標を決定し、その執行状況を追跡のうえ必要な修正を行うとともに、その目的に沿った組織編成や人員配置により効率的な職務の執行を行っております。

また、取締役の職務については職務権限規程、決裁規程、その他関連する規程の定めに従いその権限の明確化を図るとともに、職務の執行が効率的に行われる体制を確保しております。また、子会社管理規程にもとづき決裁手続、決裁権者を明瞭にすることで当グループ全体の効率的な業務執行体制の確保を図っております。

### ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理綱領」、「フジコピアン社員倫理行動基準」を定めこれを社内に徹底するとともに社内における内部通報制度を設けコンプライアンスに対する意識の日常化を図っております。

内部監査（および内部統制）を充実させるために社長直轄の内部監査部門の体制充実を行い当社のみならずグループ各社の内部統制監査を通じてコンプライアンス活動を強化しております。

⑥ 下記イ、ロ、ハおよびニの体制その他の当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

ロ、当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ、当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社管理規程に定めるとおり、取締役会等において子会社管理業務担当部門長である管理部長より各子会社の業績、財政状態および重要な事項について報告を受けております。

また、上記ロ、ハ、ニについては前記③、④および⑤項のとおりグループ一体となった体制を構築しております。

なお、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先させ、可能な範囲で本方針に準じた体制をとることとしております。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（監査等委員会スタッフ）に関する事項

監査等委員会が監査等委員会スタッフを置くことを求めた場合は、その内容につき協議のうえ要望に沿うよう取り計らうこととしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

⑧ 監査等委員会スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会スタッフを置く場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）はその業務の性格に留意し、その人事上の異動や評価については監査等委員会の同意のうえでこれを行います。

⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会スタッフを設置した場合は、

イ、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会にあることを確保し、

ロ、上記にかかわらず、監査等委員会以外からの当該使用人に対する業務執行命令が必要である場合には、監査等委員会からの指揮、命令に背反するものでない限りかかる業務執行命令は有効なものとし、

ハ、当該使用人へ必要な調査権限、情報収集権限を付与するものとします。

⑩ 下記イ、ロおよびハの体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらに相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

ハ. 前各号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社子会社の役職員は、当社の監査等委員会に対し法定の事項に加え当社および子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報内容を速やかに報告することとしております。監査等委員会から要求があった事項についても、資料の提供を含めその内容を報告することとしております。

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の役職員に周知徹底します。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行にあたり、会社法第399条の2第4項にもとづく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求が不適当なものであると認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じるものとします。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対し、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家から監査業務にかかる助言を受ける機会を確保しております。

監査の実効性を高めるために監査等委員会と代表取締役社長との間で監査上の諸問題等について定期的に話し合う機会を持っております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」ならびに「経営理念ハンドブック」および「コンプライアンスハンドブック」において反社会的勢力に対して毅然とした態度を取ること、および反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定めております。

また、当社は、反社会的勢力による被害を防止するために「大阪府企業防衛

連合協議会」および同協議会傘下の各種協議会に加盟しており各会で開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集に努めております。

万一、不当な要求があった場合には、警察署等と連絡を密に取り、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んでまいります。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役会について

取締役会は、毎月1回および必要に応じて随時開催し、法令で定められた事項、会社の基本方針をはじめ重要な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。さらに、取締役会には、監査等委員を含む全取締役に加え執行役員も参加することで、経営の透明性を高めるべく体制を整備しております。

なお、当事業年度において取締役会を13回開催いたしました。

### ② 監査等委員会について

監査等委員会は、原則として月1回開催し、監査方針・監査計画の決定、各監査等委員の職務の執行状況の報告等を行っております。また、取締役会への出席はもちろんのこと、常勤の監査等委員が経営会議などの会議に出席するほか、監査等委員である社外取締役も3ヶ月に一度経営会議に出席するなど情報の共有体制を強化しております。さらに、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うほか、監査室および会計監査人との連携による意見交換・情報交換を行っております。

こうした取り組みを通じて、経営に対する監査・監督が有効に機能する体制を整えております。

なお、当事業年度において監査等委員会を15回開催いたしました。

### ③ 指名・報酬諮問委員会について

取締役の指名、報酬などの重要な経営事項に関する検討について、公正性、透明性、客観性を一層強化する目的で、取締役会の諮問機関として、2020年12月11日付で指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。

今後、取締役会からの諮問を受けて、同委員会において取締役の選解任に関する事項や取締役の報酬に関する事項などを審議のうえ答申いたします。

委員の構成は社内取締役2名および独立社外取締役2名であります。開催頻度につきましては、「指名・報酬諮問委員会規程」にて年1回以上と定めております。

2021年1月21日第1回指名・報酬諮問委員会を開催のうえ、取締役会からの

各諮問事項に対し答申いたしました。

④ 内部監査について

監査室は、監査計画にもとづき内部監査を実施し、代表取締役役に報告書を提出しております。

⑤ 財務報告にかかる内部統制について

監査室は、内部統制に関する基本計画にもとづき内部統制評価を実施しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の成長に必要なキャッシュフローや内部留保等を勘案しつつ、経営成績に応じ、安定した配当を実施することを基本方針としております。

また、連結配当性向につきましては25%から30%程度を目安に、安定的な配当を維持する方針としております。

上記の基本方針のうち特に安定配当を重視し、当期末の株主配当は2021年2月12日開催の取締役会において、1株当たり、前年比22円減配の40円とすることといたしました。

なお、当社は会社法第459条第1項にもとづき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示の単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 流動資産</b>	<b>8,606,995</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>2,221,305</b>
現金及び預金	4,578,459	支払手形及び買掛金	458,999
受取手形及び売掛金	1,777,418	電子記録債務	686,202
電子記録債権	608,530	短期借入金	92,254
商品及び製品	581,094	一年以内返済予定長期借入金	420,364
仕掛品	541,320	リース債務	14,190
原材料及び貯蔵品	450,678	未払法人税等	21,747
その他	71,920	未払消費税等	9,511
貸倒引当金	△2,429	設備関係支払手形	1,969
		設備関係電子記録債務	240,166
		その他	275,898
<b>II 固定資産</b>	<b>7,297,809</b>	<b>II 固定負債</b>	<b>3,591,127</b>
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>5,878,027</b>	長期借入金	2,538,991
建物及び構築物	2,403,623	リース債務	23,997
機械装置及び運搬具	1,378,064	長期未払金	7,500
土地	1,679,923	繰延税金負債	132,940
リース資産	245,257	役員退職慰労引当金	181,283
建設仮勘定	13,758	退職給付に係る負債	702,603
その他	157,400	資産除去債務	3,811
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>58,904</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>5,812,432</b>
ソフトウェア	22,613	<b>(純資産の部)</b>	
その他	36,291	<b>I 株主資本</b>	<b>9,729,522</b>
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>1,360,877</b>	<b>1. 資本金</b>	<b>4,791,796</b>
投資有価証券	1,182,007	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>2,995,928</b>
その他	178,869	<b>3. 利益剰余金</b>	<b>2,363,210</b>
		<b>4. 自己株式</b>	<b>△421,413</b>
		<b>II その他の包括利益累計額</b>	<b>362,849</b>
		<b>1. その他有価証券評価差額金</b>	<b>314,162</b>
		<b>2. 為替換算調整勘定</b>	<b>46,162</b>
		<b>3. 退職給付に係る調整累計額</b>	<b>2,525</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>10,092,372</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>15,904,804</b>	<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>15,904,804</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,544,618
売 上 原 価		5,844,222
売 上 総 利 益		1,700,395
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,815,859
営 業 損 失		115,463
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	39,720	
そ の 他	25,014	64,735
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,913	
為 替 差 損	7,136	
そ の 他	1,249	29,299
経 常 損 失		80,027
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	32,277	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	13,996	46,273
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		126,301
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		31,971
法 人 税 等 調 整 額		22,522
当 期 純 損 失		180,794
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		180,794

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年1月1日残高	4,791,796	2,995,928	2,638,938	△421,184	10,005,478
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△94,932		△94,932
親会社株主に帰属する当期純損失			△180,794		△180,794
自己株式の取得				△229	△229
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			△275,727	△229	△275,956
2020年12月31日残高	4,791,796	2,995,928	2,363,210	△421,413	9,729,522

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計	
2020年1月1日残高	410,424	58,521	2,313	471,259	10,476,738
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△94,932
親会社株主に帰属する当期純損失					△180,794
自己株式の取得					△229
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△96,262	△12,359	211	△108,410	△108,410
連結会計年度中の変動額合計	△96,262	△12,359	211	△108,410	△384,366
2020年12月31日残高	314,162	46,162	2,525	362,849	10,092,372

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 流動資産</b>	<b>7,942,021</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>2,074,485</b>
現金及び預金	3,970,641	支払手形	140,565
受取手形	37,586	電子記録債務	686,202
電子記録債権	608,530	買掛金	377,319
売掛金	1,803,918	一年以内返済予定長期借入金	420,364
商品及び製品	518,139	リース債務	14,190
仕掛品	540,437	未払金	68,471
原材料及び貯蔵品	358,198	未払費用	74,056
未収入金	84,274	未払法人税等	13,538
その他	22,894	前受金	5,789
貸倒引当金	△2,600	預り金	30,078
		設備関係支払手形	1,969
		設備関係電子記録債務	240,166
		その他	1,771
<b>II 固定資産</b>	<b>7,362,324</b>	<b>II 固定負債</b>	<b>3,551,445</b>
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>5,562,353</b>	長期借入金	2,538,991
建物	2,229,795	リース債務	23,997
構築物	29,144	長期未払金	7,500
機械及び装置	1,207,915	繰延税金負債	110,516
車両運搬具	1,604	退職給付引当金	685,344
工具、器具及び備品	154,953	役員退職慰労引当金	181,283
土地	1,679,923	資産除去債務	3,811
リース資産	245,257		
建設仮勘定	13,758	<b>負債の部合計</b>	<b>5,625,930</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>22,815</b>	<b>I 株主資本</b>	<b>9,364,253</b>
ソフトウェア	22,613	1. 資本金	4,791,796
その他	202	2. 資本剰余金	2,995,928
		資本準備金	1,197,949
		その他資本剰余金	1,797,979
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>1,777,155</b>	3. 利益剰余金	1,997,941
投資有価証券	1,182,007	その他利益剰余金	1,997,941
関係会社株式	444,373	別途積立金	500,000
生命保険掛金	89,797	繰越利益剰余金	1,497,941
その他	60,976	4. 自己株式	△421,413
		<b>II 評価・換算差額等</b>	<b>314,162</b>
		その他有価証券評価差額金	314,162
<b>資産の部合計</b>	<b>15,304,346</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>9,678,415</b>
		<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>15,304,346</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,153,758
売 上 原 価		5,630,223
売 上 総 利 益		1,523,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,753,430
営 業 損 失		229,896
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	60,514	
そ の 他	47,923	108,438
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,026	
為 替 差 損	6,729	
そ の 他	17,261	42,017
経 常 損 失		163,475
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	31,853	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	13,996	45,850
税 引 前 当 期 純 損 失		209,326
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		9,857
法 人 税 等 調 整 額		29,167
当 期 純 損 失		248,350

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日  
至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2020年1月1日残高	4,791,796	1,197,949	1,797,979	2,995,928
当期中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計				
2020年12月31日残高	4,791,796	1,197,949	1,797,979	2,995,928

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2020年1月1日残高	500,000	1,841,225	2,341,225	△421,184	9,707,765
当期中の変動額					
剰余金の配当		△94,932	△94,932		△94,932
当期純損失		△248,350	△248,350		△248,350
自己株式の取得				△229	△229
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計		△343,283	△343,283	△229	△343,512
2020年12月31日残高	500,000	1,497,941	1,997,941	△421,413	9,364,253

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年1月1日残高	410,424	410,424	10,118,190
当期中の変動額			
剰余金の配当			△94,932
当期純損失			△248,350
自己株式の取得			△229
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△96,262	△96,262	△96,262
当期中の変動額合計	△96,262	△96,262	△439,774
2020年12月31日残高	314,162	314,162	9,678,415

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

フジコピアン株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 葉 山 良 一 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジコピアン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジコピアン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月17日

フジコピアン株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 葉 山 良 一 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジコピアン株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年2月18日

フジコピアン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 根 来 俊 彦 ㊟

監査等委員 泉 川 貴 昭 ㊟

監査等委員 植 村 哲 ㊟

(注) 1. 監査等委員泉川貴昭および植村 哲は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)が任期満了となります。

つきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">あか しろ かん たろう 赤 城 貫 太 郎 (1945年1月31日生)</p>	<p>1965年4月 当社入社 1988年3月 当社取締役製造本部副本部長 1990年10月 当社取締役購買部長 1992年2月 当社取締役営業本部副本部長兼 大阪営業部長 1993年3月 当社取締役技術本部長 1995年3月 当社常務取締役技術本部長 1996年6月 当社常務取締役製造本部長 2001年3月 当社代表取締役常務品質保証部 担当兼購買部担当兼海外加工促進担当 2002年3月 当社代表取締役社長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 富士加工株式会社 取締役会長 フジ コピアン (HK) リミテッド 取締役会長</p>	49,900株
<p>選任理由 赤城貫太郎氏は、長年当社の取締役として製造、購買、営業、技術、海外事業等の各部門の責任者を歴任するなど豊富な業務経験と見識を有し、業務全般を熟知しております。また、2002年3月に当社代表取締役社長に就任以来、当社グループの経営統括者として、強いリーダーシップによりグループ全体を牽引してきた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	みつもと あきら 光 本 明 (1959年2月1日生)	1982年4月 デュボン・ファーイースト日本支社 (現デュボン株式会社) 入社 1998年4月 デュボンアジアパシフィックポリエス テル樹脂製品企画部長 2005年4月 デュボン株式会社エンジニアリングポ リマー事業部営業統括部長 2010年5月 デュボン中国上海駐在アジア域内日系 企業担当営業統括部長 2013年9月 デュボン株式会社パフォーマンス・マ テリアル事業部副事業部長 2014年3月 デュボン株式会社執行役員パフォーマ ンス・マテリアル事業部事業部長 東レ・デュボン株式会社取締役 (兼任) 2015年4月 デュボン株式会社常務執行役員パフォ ーマンス・マテリアル事業部事業部長 2019年8月 当社入社、専務執行役員 2020年3月 当社代表取締役専務 現在に至る	0株
	選任理由 光本明氏は、当社入社以前に、外資の大手化学メーカーにて海外事業を含む豊富な経験と見 識を積み重ねております。また、当社において代表取締役専務に就任以来、当社グループの 経営統括者としてリーダーシップを発揮し、グループ全体を牽引してきた実績を有している ことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	う え だ ま さ た か 上 田 正 隆 (1962年7月25日生)	1986年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 1996年3月 同行人事部付慶應ビジネススクール派遣 2001年7月 同行業務企画室企画調査役兼人事部付企画調査役 2002年4月 株式会社みずほ銀行業務企画部参事役 2007年2月 同行事務統括部事務リスク管理室長 2011年6月 同行業務監査部副部長 2014年5月 当社出向、顧問 2014年7月 当社出向、管理部長 2015年3月 当社入社、執行役員管理部長 2016年3月 当社取締役上席執行役員管理部長 2016年12月 当社取締役上席執行役員管理部長兼S Iプロジェクト室担当 2018年3月 当社常務取締役常務執行役員管理部長兼S Iプロジェクト室担当 現在に至る	1,700株
選任理由 上田正隆氏は、当社入社以前に、大手金融機関の企画部門やリスク管理部門を中心に豊富な経験と見識を積み重ねております。また、当社入社後、管理部長を務め、当社グループにおける内部管理体制の向上に実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	あか しろ こう たろう 赤 城 耕 太 郎 (1965年9月3日生)	1991年4月 当社入社 2003年3月 当社取締役社長室長 2004年3月 当社取締役常務執行役員生産統括部担 当 2006年3月 当社取締役常務執行役員経営企画部担 当 2010年2月 当社常務取締役常務執行役員営業部統 括担当 2011年7月 当社常務取締役常務執行役員企画室担 当 2012年12月 当社常務取締役常務執行役員経営企画 室担当 2014年3月 当社取締役上席執行役員経営企画室担 当 2014年7月 当社取締役上席執行役員経営企画室担 当兼経営企画室長 2015年8月 当社取締役上席執行役員経営企画室長 2018年6月 当社取締役上席執行役員経営企画室長 兼環境・品質統制室長 現在に至る (重要な兼職の状況) 鈴花株式会社 代表取締役	53,100株
選任理由 赤城耕太郎氏は、当社取締役就任以来、生産、営業等の各部門の責任者を歴任するなど豊富な業務経験と見識を有しております。また、長年にわたり経営企画部門担当取締役を務め、当社グループ全体の経営の中核機能を果たしてきた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	志波博幸 (1961年11月1日生)	1984年4月 三菱樹脂株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社 2001年4月 MC PETFILM INDONESIA（インドネシア現地法人）取締役営業部長 2006年3月 三菱化学ポリエステルフィルム株式会社工業材料事業部事業部長 2008年4月 三菱樹脂株式会社ポリエステルフィルム工業材料事業部事業部長 2011年4月 三菱樹脂ポリエステルフィルム（中国蘇州）総経理 2014年7月 三菱樹脂株式会社中部支社理事支社長 2017年4月 三菱ケミカル株式会社経営企画部理事グループマネージャー 2018年1月 当社入社、当社上席執行役員市場開発部担当兼海外営業部担当 2018年3月 当社取締役上席執行役員市場開発部担当兼営業第二部長 2018年8月 当社取締役上席執行役員営業統括部長兼東京支店長 現在に至る	500株
<p>選任理由</p> <p>志波博幸氏は、当社入社以前に、大手化学メーカーにて海外事業を含む豊富な経験と見識を積み重ねております。また、当社入社後その経験等を活かし、営業担当取締役として営業部門を牽引してきた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社および子会社の会社法上の取締役・監査役・執行役員・管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる恐れのある損害が補填されます。
- また、保険料は取締役会の決議により全額会社が負担することとしておりますが、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。
3. 各候補者の選任が承認された場合、上記保険契約にもとづき被保険者となります。任期中（2021年3月31日）に当該保険契約を更新する予定であります。

## 【ご参考】

### 1. 取締役会の構成についての考え方

取締役会は知識・経験・能力等をバランス良く備え、取締役会全体としての構成の多様性に十分配慮したものとなるよう取締役を選任いたします。

また、監査等委員である取締役については、会社法に則り3名以上でその過半数を社外取締役とし、会社法、会計や企業経営全般にかかる知識・経験等のほか、社外取締役に關しては、東京証券取引所における独立役員の独立性基準にもとづき策定された、当社の「社外取締役の独立性基準」に照らして選任いたします。

取締役会の規模については、当社の規模や業容を勘案、その機能が効果的、効率的に発揮できるよう、定款上の員数として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内の範囲で適正な人数といたします。

### 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の選解任の方針および基準

#### (1) 選任の方針および基準について

取締役会の構成についての考え方を踏まえ、以下の方針および基準をもって選任いたします。

##### ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

以下の選任基準にもとづき、代表取締役が候補者案を策定し、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申および監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会の決議を経て株主総会に選任議案を提出いたします。

- イ. 優れた人格および高い倫理観を有していること
- ロ. 豊富な経験および高い見識を有していること
- ハ. 経営にかかる判断能力に優れ、十分なリーダーシップを備えていること
- ニ. 職務遂行上、心身ともに健康面で支障のないこと

##### ② 監査等委員である取締役

以下の選任基準にもとづき、代表取締役が候補者案を策定し、監査等委員会の同意を前提として、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえ、取締役会の決議を経て株主総会に選任議案を提出いたします。

- イ. 優れた人格および高い倫理観を有していること
- ロ. 会社法、会計や企業経営全般にかかる豊富な知識・経験を有していること

特に、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を1名以上  
選任する

- ハ. 経営にかかる判断能力に優れていること
- ニ. 職務遂行上、心身ともに健康面で支障のないこと
- ホ. 社外取締役に関しては、東京証券取引所における独立役員の独立性基準にもとづき策定された当社の「社外取締役の独立性基準」を満たし、株主共同の利益の観点から適切な意見表明ができること

(2) 解任の方針および基準について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役について、法令や定款に関する重大な違反があった場合、取締役に求められる資質を充足していない場合、あるいは健康上の理由等によりその職務を遂行することが困難な場合は、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申および監査等委員会の意見（監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を得ることが前提）を踏まえ、取締役会の決議を経て株主総会に解任議案を提出いたします。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
相内真一 (1955年1月22日生)	1979年4月 大阪弁護士会登録 1989年4月 礪川・相内法律事務所を共同開設 1996年4月 グローバル法律事務所副代表(現任) 2011年6月 日本基礎技術株式会社社外監査役 現在に至る	0株
選任理由 相内真一氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、客観的な立場から当社の経営を監視していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 相内真一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
なお、同氏は、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準(次頁に掲載)を満たしております。
3. 相内真一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
4. 当社は、会社法第427条第1項および定款第33条にもとづき、法令に定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これにより相内真一氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、当社および子会社の会社法上の取締役・監査役・執行役員・管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる恐れのある損害が補填されます。  
また、保険料は取締役会の決議により全額会社が負担することとしておりますが、故意または重過失に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。
6. 相内真一氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約にもとづき被保険者となります。

## 【ご参考】

### 社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役は、次のいずれかに該当する場合、独立性を有しないものと判断します。

#### 1. 当社グループ

① 現在または過去10年間に於ける、当社および当社の子会社の業務執行者

#### 2. 主要な取引先

② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

③ 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者

#### 3. 大口債権者等

④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等またはその業務執行者

#### 4. 主要な株主

⑤ 当社の主要株主（議決権比率10%以上の株主）またはその業務執行者

#### 5. 専門家

⑥ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

⑦ 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

#### 6. 寄付先

⑧ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者

⑨ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者

#### 7. 近親者

⑩ 当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族

⑪ 上記②～⑨に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

#### 8. 過去要件

⑫ 上記②～⑪に過去3年間に於いて該当していた者

#### (注)

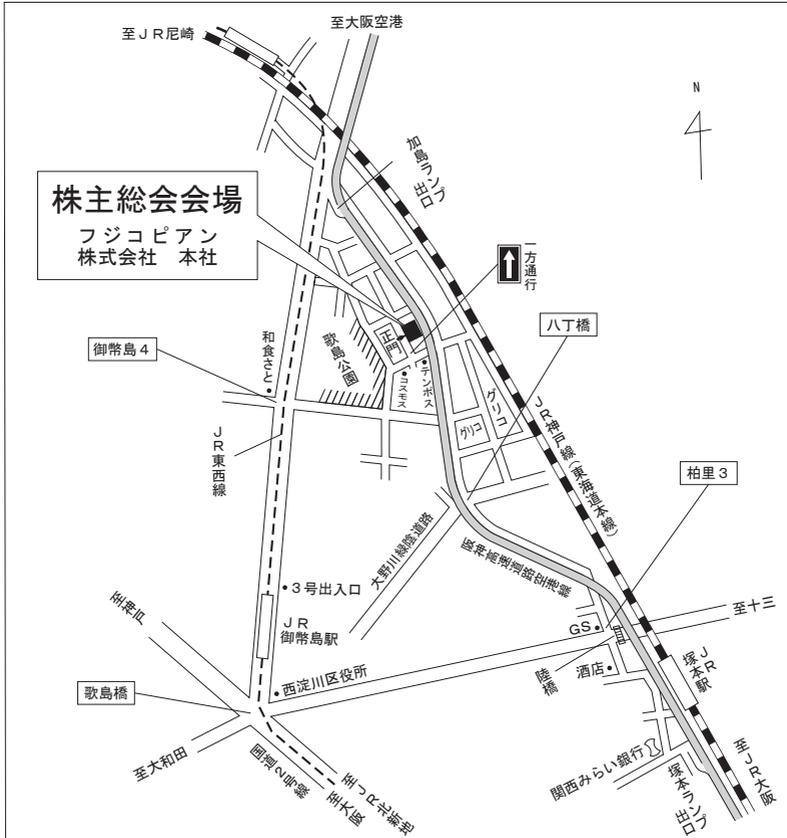
- ②において、「当社を主要な取引先とする者」とは、「直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（主に仕入先）」をいう。
- ③において、「当社の主要な取引先である者」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（主に販売先）」をいう。
- ⑥、⑧および⑨において、「一定額」とは、「年間1千万円」であることをいう。
- ⑦において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%以上」であることをいう。

以上

# 株主総会会場ご案内図

(フジコピアン株式会社 本社 4階ホール)

所在地：大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号  
電話06(6471)7071



- JR神戸線(東海道本線)塚本駅より約1.5km(改札口出て右側)
- JR東西線御幣島駅より約1.1km(3号出入口)
- 駐車場の用意ができませんので、あしからずご了承ください。

本年より株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。